平成２９年（フ）第７７７号
京都市中京区壬生仙念町26番地37　ウエストプラザ三越　605号、前住所京都市西京区大原野上里南ノ町366番地６
債務者　あじわい翔こと　鈴木　秀美（旧姓宮崎）
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７９９号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１－1006
債務者　芝田　正之
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５７４号
広島市中区白島九軒町17番４－302号
債務者　坂本　隆史
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５７５号
広島市中区白島九軒町17番４－302号
債務者　坂本つせみ
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７４号
愛媛県松山市菅沢町乙409番地１　有限会社河部物流社員寮、住民票上の住所愛媛県松山市山越２丁目８番15号
債務者　野本　晋玄
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３９号
福岡市南区高木３丁目５番33－508号
債務者　池田　秀人
１　決定年月日時　平成29年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０７９号
福岡市早良区干隈６丁目21番１号
債務者　鷹取　直香
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲139番地　河野病院、住民票上の住所福岡県糟屋郡粕屋町戸原東２丁目５番21号
債務者　橋本　二郎
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９７号
福岡県春日市桜ヶ丘４丁目47番地２　メゾン・リビエール403号
債務者　芹田　勝樹
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２１７号
宮崎市中村東１丁目２番24号　シテイコーポ大淀703号
債務者　森永　久視
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１３１号
秋田市保戸野桜町15番23号
債務者　今野亜衣利
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３６号
秋田市河辺戸島字白熊沢69番地
債務者　加賀谷静子
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５号
山梨県中巨摩郡昭和町西条888番地１　パンシオンハナワＢ301号、旧住所山梨県中巨摩郡昭和町河西1051番地１　ハイムリバーサイド202号
債務者　赤澤やよい
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第９６号
北海道勇払郡厚真町字幌里411番地
債務者　中村　忠雄
１　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第３８号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺443番地80
債務者　遠山　金吾
１　決定年月日時　平成29年８月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２９年（フ）第５８７号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目４番32号　フラッツ魚崎102号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町５丁目５番１－109号
債務者　岡村真理子
１　決定年月日時　平成29年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７４号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目６番９－201号
債務者　藤井　健二
１　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係